

各地方農政局農村振興部長  
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長  
国土交通省北海道開発局農業水産部長  
北海道農政部長

}

殿

※<sup>1</sup> 農林水産省農村振興局整備部防災課長

### 梅雨期及び台風期における農地・農業用施設等の防災態勢の強化について

標記については、従来から尽力いただいているところであるが、梅雨期及び台風期に際し、下記の事項に留意し、※<sup>2</sup> 万全の措置を講ずるよう、貴職から貴局管内の国営事業（務）所、土地改良調査管理事務所、土地改良技術事務所及び都府県に周知願いたい。

また、※<sup>3</sup> 都府県を通じて関係市町村及び施設管理者へ周知するよう依頼されたい。

#### 記

##### 1 災害防止対策について

- (1) 農地・農業用施設等の災害を防止し、又は被害を軽減するため、常に気象情報に注意し、農地・農業用施設等の巡視及び点検に努めること。
- (2) 各種樋門、排水機場等については、緊急操作に支障を来たすことのないよう点検、整備等を十分行うこと。  
また、局地的な大雨が予想される地域においては、ほ場の冠水や浸水のおそれがあることから、速やかな排水に努め、排水ポンプの融通等についても積極的に進めること。特に、これまで冠水や浸水を生じたことのある地域については、重点的に対応を進めること。  
なお、各地方農政局土地改良技術事務所においては、排水対策等に活用できる災害応急用ポンプの貸出体制を整えること。また、災害応急用ポンプについては、各自治体及び施設管理者への貸出しを行っているので、必要に応じて活用されたい。
- (3) 頭首工、樋門等のうち角落し方式で水位調節を行っているものについては、洪水時に操作不能となる可能性が高いことから、洪水が予想される場合には、事前にこれを撤去しておくこと。
- (4) ダム、ため池については、洪水時に備え、平時から、洪水吐き、取水設備（斜樋、底樋）及び堤体の点検、整備等を行うとともに、洪水吐きの閉塞等の原因となる貯水池内の流木、浮遊物を除去しておくこと。点検により異状が確認された場合には、施設管理者、関係地方公共団体等は連携し、適切に対応すること。また、かんがい用水の確保に留意しつつ、水位を低下させて空き容量を確保し、出水の貯留に努めること。

防災重点農業用ため池（決壊した場合の浸水区域に住宅や公共施設が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）については、施設管理者と市町村等との連絡体制を整備し、

下流域住民への注意喚起を行うこと。

なお、防災重点農業用ため池のうち、所有者及び管理者が不明なものについては、都道府県及び市町村において管理体制を調整した上で、上記の点検や注意喚起等の対応を行うこと。

- (5) 地すべり防止区域、防災重点農業用ため池の周辺地域等においては、ハザードマップ等を活用した関係住民への浸水範囲等の危険箇所や避難経路の周知徹底、警戒避難体制等の整備に努めること。
- (6) 海岸堤防については、波浪による基礎部の洗掘、吸出し及び越波による堤体の洗掘が生じないように点検管理を十分行うこと。
- (7) 河川工作物を建設中の工事箇所等にあつては、現場内の巡視及び点検を行うとともに建設機械や資材等の整理を行い、災害の原因とならないよう努めること。
- (8) その他、ため池や水路等について、立地条件や利用状況等を踏まえた転落防止等の安全対策の再確認を行い、安全施設の破損等があれば、整備や補修を行うこと。

## 2 災害発生時の措置について

- (1) 災害が発生した場合は、災害に対応する者の安全確保に留意した上で、速やかに被災状況を把握し、関係機関に報告すること。
- (2) 被災施設の増破防止及び機能回復のため、必要に応じ応急工事を実施すること。  
特に、最近の融雪や地すべりのほか、本年3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震等により被災した箇所については、二次的な土砂災害に十分留意し、万全の措置を講ずること。
- (3) 農地への用水供給に支障が生じている場合、被災の状況を踏まえ、応急工事等により迅速な通水再開に努めることが重要である。なお、各地方農政局土地改良技術事務所においては、用水供給にも活用できる災害応急用ポンプの貸出しを行っているので、各自治体及び施設管理者においては必要に応じて活用されたい。

## 3 大規模災害発生時における地方農政局等職員の派遣（通称 MAFF-SAT）について

各地方農政局、国土交通省北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局は、大規模な災害等の発生に備え、被災自治体に対して速やかに職員派遣を行えるよう体制を整えておくとともに、発災時には、農地・農業用施設等の施設に関する初期情報収集、緊急概査、応急対策、災害復旧等の技術支援を行うこと。また、被災自治体においては、本制度を有効に活用されたい。

## 4 土地改良施設管理者による業務継続計画（BCP）策定について

土地改良施設管理者は、土地改良施設に災害が発生した場合にその機能を維持・回復するため、業務継続計画（BCP）の策定に努めること。

なお、策定に当たっては、「土地改良施設管理者のための業務継続計画（BCP）策定マニュアル」を活用すること。

## 5 ため池防災支援システムの活用について

ため池については、ため池防災支援システムを活用して災害時の緊急点検を行うこととしていることから、防災重点農業用ため池の指定の見直し等を行った場合には、本システムに速やかに反映すること。また、緊急点検結果の報告が速やかに行われるよう、「ため池管理アプリ」を普及すること。